

学校感染症と出席停止期間

(学校保健安全法施行規則による)

感染症の種類		出席停止期間の基準	* 以下の基準に基づき、主治医が判断する。	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで		
	クリミア・コンゴ出血熱			
	痘そう			
	南米出血熱			
	ペスト			
	マールブルグ病			
	ラッサ熱			
	急性灰白髄炎（ポリオ）			
	ジフテリア			
	重症急性呼吸器症候群（SARS）			
	中東呼吸器症候群（MARS）			
鳥インフルエンザ（H5N1）				
第二種	インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1を除く）	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで		
	新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日又は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、症状が軽快（解熱剤不使用）した後1日を経過するまで		
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで		
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種	コレラ	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
	細菌性赤痢			
	腸チフス			
	パラチフス			
	腸管出血性大腸菌感染症			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症			溶連菌感染症
				ウイルス性肝炎
				感染性胃腸炎
				マイコプラズマ感染症
				RSウイルス感染症
				その他アデノウイルス感染症
	伝染性紅斑（リンゴ病）			医師により感染のおそれがないと認められるまで * 欠席の必要がない場合あり
ヘルパンギーナ				
手足口病				
帯状疱疹				